

令和5年11月9日
不動産・建設経済局建設業課

令和6年度技術検定のスケジュール等を公表しました ～受検資格等の見直しを行います～

令和6年度の技術検定について試験日程等を記載した実施計画を、本日、国土交通省ホームページに掲載しました。

また、令和6年度以降は受検資格が見直されるとともに、試験問題について、一部見直しを行う予定です。

1. 令和6年度の技術検定の実施計画

技術検定試験は、建設業法第27条及び第27条の2の規定に基づいて、国土交通大臣の指定試験機関が実施していますが、本日、令和6年度の技術検定の種目毎の実施計画を国土交通省ホームページに掲載しましたので参照下さい。

【掲載箇所】

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00055.html

※試験日程は、別添1(技術検定の概要)に取りまとめておりますので参照下さい。

2. 令和6年度以降の受検資格の見直し

令和6年度以降の技術検定については、受検資格の見直しが行われます。受検資格にかかる実務経験の基本的な考え方や証明方法も含めた受検資格に関する概要資料(別添2)を当省ホームページに掲載しましたので参照下さい。

【掲載箇所】

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00027.html

3. 令和6年度以降の試験問題の見直し

令和6年度以降の技術検定の試験問題に関し、以下2点の見直しを行います。なお、受検の公平性の観点から、試験問題に関する問い合わせはお受けできません。

- ・第一次検定：第二次検定の所要実務経験年数を学歴に拘わらず一定とすることから、第一次検定について、各専門分野の基礎を確認できるよう、必要に応じ、試験問題の充実を図る。
- ・第二次検定：受検者の経験に基づく解答を求める設問に関し、自身の経験に基づかない解答を防ぐ観点から、設問の見直しを行う。

※令和6年1月以降に各指定試験機関から、検定種目毎に順次公表される受検の手引等において、受検資格の詳細等をお知らせする予定です。

【問い合わせ先】

1. について

日程を含む実施計画に掲載の内容については、各指定試験機関のホームページまたは令和6年1月以降に順次公表される受検の手引をご確認の上、不明な点がございましたら各指定試験機関にお問い合わせ下さい。

2. 及び3. について

不動産・建設経済局建設業課 TEL:03-5253-8111(代表) 03-5253-8380(直通)
田中(24-743)、羽田(24-744)

※受検の公平性の観点から、試験問題に関する問い合わせはお受けできません

令和6年度 技術検定の概要

○令和6年度 1級技術検定スケジュール

検定種目	第一次検定			第二次検定		
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表
建設機械	2月15日～ 4月5日	6月16日	7月29日	2月15日～ 3月29日	(筆記)6月16日 (実技)8月下旬 ～9月中旬	11月18日
土 木※1	3月22日～ 4月5日	7月7日	8月15日	3月22日～ 4月5日	10月6日	R7年1月10日
建 築	2月22日～ 3月8日※2	7月21日	8月23日	2月22日～ 3月8日	10月20日	R7年1月10日
電気工事		7月14日				
管 工 事	5月7日～ 5月21日	9月1日	10月3日	5月7日～ 5月21日	12月1日	R7年3月5日
電気通信工事						
造 園						

※1: 1級第一次検定の試験地について、令和6年度から「鹿児島」が追加

※2: 第一次検定のみ受検者(再受検申請は除く)は、4月5日まで可能

○令和6年度 2級技術検定スケジュール

検定種目	第一次検定			第二次検定		
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表
建設機械	2月15日～ 4月5日	6月16日	7月29日	2月15日～ 3月29日	(筆記)6月16日 (実技)8月下旬 ～9月中旬	11月18日

検定種目	第一次検定(前期)			第一次検定(後期)・第二次検定		
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表
土 木※1	3月6日～ 3月21日	6月2日	7月2日	7月3日～ 7月17日	10月27日	12月4日(第一次検定) R7年2月5日(第二次検定)
建 築	2月9日～ 3月8日	6月9日	7月10日	7月10日～ 7月24日※2	11月24日	R7年1月10日(第一次検定) R7年2月7日(第二次検定)
電気工事						
管 工 事	3月6日～ 3月21日	6月2日	7月2日	7月9日～ 7月23日	11月17日	R7年1月6日(第一次検定) R7年3月5日(第二次検定)
電気通信工事						
造 園						

※1: 2級土木施工管理技術検定の第一次検定(前期)については、種別「土木」のみ実施

※2: インターネット申込は、6月26日から7月24日まで可能

令和6年度より施工管理技術検定の受検資格が変わります

別添2

(概要)

- ・1級の第一次検定は、19歳以上(受検年度末時点)であれば受検可能
- ・2級の第一次検定は、17歳以上(受検年度末時点)であれば受検可能(従前から変更なし)
- ・1級及び2級の第二次検定は、第一次検定合格後の一定期間の実務経験などで受検可能
(なお、令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による第二次検定受検が可能)

令和6年度から令和10年度までの間は経過措置期間とし
第二次検定は **旧受検資格** と **新受検資格** の選択が可能です！

1 級

学歴・保有資格	旧受検資格※1 いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり		新受検資格	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定※2、※3
大学(指定学科)	卒業後、実務経験3年以上		19歳以上 (受検年度末時点)	○1級第一次検定合格後、 ・実務経験5年以上 ・特定実務経験1年以上を含む実務経験3年以上 ・監理技術者補佐としての実務経験1年以上 ○2級第二次検定合格後 ・実務経験5年以上 (1級第一次検定合格者に限る) ・特定実務経験1年以上を含む実務経験3年以上 (1級第一次検定合格者に限る)
短大・高専(指定学科)	卒業後、実務経験5年以上			
高校(指定学科)	卒業後、実務経験10年以上			
大学(指定学科以外)	卒業後、実務経験4.5年以上			
短大・高専(指定学科以外)	卒業後、実務経験7.5年以上			
高校(指定学科以外)	卒業後、実務経験11.5年以上			
2級合格者	条件無し	2級合格後、 実務経験5年以上 (1級第一次検定合格者に限る)		
上記以外	実務経験15年以上			

2 級

学歴	旧受検資格※1		新受検資格	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定※2、※3
大学(指定学科)	17歳以上 (受検年度末時点)	卒業後、実務経験1年以上	17歳以上 (受検年度末時点)	○2級第一次検定合格後、 実務経験3年以上 (建設機械種目については2年以上) ○1級第一次検定合格後、 実務経験1年以上
短大・高専(指定学科)		卒業後、実務経験2年以上		
高校(指定学科)		卒業後、実務経験3年以上		
大学(指定学科以外)		卒業後、実務経験1.5年以上		
短大・高専(指定学科以外)		卒業後、実務経験3年以上		
高校(指定学科以外)		卒業後、実務経験4.5年以上		
上記以外	実務経験8年以上			

※1 旧受検資格は主な受検資格のみ記載しております。

※2 「第一次検定合格」については、令和3年度以降の第一次検定合格が対象、また「2級第二次検定合格」については、令和2年度以前の2級技術検定合格も対象

※3 関連資格による受検要件は裏面参照

特定実務経験

請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(当該業種の監理技術者資格者証を有する者に限ります)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験(発注者側技術者の経験、建設業法の技術者配置に関する規定の適用を受けない工事の経験等は特定実務経験には該当しません)

お問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係 TEL:03-5253-8111(内線24744)

※検定種目毎に取り扱いが異なる場合もあるため、下記、指定試験機関が令和6年1月以降、種目毎に順次、公表予定の受検の手引を必ずご確認ください。

全国建設研修センター(土木・管工事・造園・電気通信工事) TEL:042-300-3040

建設業振興基金(建築・電気工事) TEL:03-5473-1581

日本建設機械施工協会(建設機械) TEL:03-3433-1575

令和5年11月9日版

令和6年度より施工管理技術検定の受検資格が変わります

■新受検資格における実務経験について(これまでとの主な変更点)

(実務経験の工事内容等)

- ・実務経験に該当する工事の範囲を、原則、検定種目(資格)に対応した建設業の種類(業種)に該当する工事とします。また、複数の検定種目(資格)が対応する建設業の種類(業種)の工事の経験については、同じ経験を複数の検定種目の実務経験として申請することを可能とします。(以下表参照)

(例) 土木構造物の杭工事(業種:とび・土工)の経験は、土木・建築・建設機械種目(以下表で「と」とび・土工)の欄に「○」がある種目・種別)の実務経験として申請可能

検定種目(資格)	種別	建設業の種類(業種)																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
1,2級(全種別) 建設機械施工管理		○				○								○																	
1級 土木施工管理		○				○	○					○		○	○			○										○			○
2級 土木施工管理	土木	○				○	○					○		○	○													○			○
	鋼構造物																														
	塗装																	○													
	薬液注入					○																									
1級 建築施工管理			○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○		○				○					○
2級 建築施工管理	建築		○																											○	
	躯体			○		○					○	○	○																	○	
	仕上げ*			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○					
1,2級 電気工事施工管理								○																							
1,2級 管工事施工管理										○																					
1,2級 電気通信工事施工管理																							○								
1,2級 造園施工管理																								○							

(実務経験の証明方法)

- ・工事の従事期間等の必要事項について、原則、工事毎に、工事請負者の代表者等又は請負工事の監理技術者等による証明を求めます(工事請負者とは受検者の所属先、請負工事とは受検者の所属先が請け負った工事のこと)。
- ・なお、令和6年3月31日を含む工事の経験までは、従前の方法(申請時に所属している会社の代表者等)による証明も可能とします。

■旧受検資格における実務経験について

経過措置期間における旧受検資格の実務経験(対象や証明方法等)の取り扱いについては、従前のとおりとします。

【関連資格保有者の受検資格要件】

1級 第1次検定	土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
	建築	1級建築士試験合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
	電気	第一種電気工事士試験合格後または免状交付後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上(別途1級第一次検定に合格することが必要)
2級 第1次検定	建設機械	受検種別の建設機械の操作について実務経験6年以上(別途2級第一次検定に合格することが必要)
	土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験1年以上
	建築	1級建築士試験合格後、実務経験1年以上
	電気	電気工事士試験または電気主任技術者試験の合格後または免状交付後、実務経験1年以上(別途1級又は2級第一次検定に合格することが必要)
	電気通信	電気通信主任技術者試験合格後または資格者証交付後、実務経験1年以上(別途1級又は2級第一次検定に合格することが必要)

(参考)新受検資格での技術検定受検イメージ

